

## 職員向け「参画と協働施策実施のガイドブック」(仮称)の作成について

## 1 趣旨

参画と協働の理念やその手法(チャンネル)を効果的に活用するノウハウ等についてわかりやすくまとめた「職員向け『参画と協働施策実施のガイドブック』(仮称)」を作成し、これを活用した職員研修などを通じて、

職員に参画と協働の理念の浸透を図るとともに、  
多様な手法(チャンネル)の活用ノウハウの共有を図り、  
事業への積極的な導入を進める。

## 2 構成及び内容

項目	内 容
はじめに	ガイドブック作成の趣旨・目的など
チャンネル 活用編	<p>1 参画と協働の進め方(P.3~5参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参画と協働の各段階(「ともに知る」「ともに考える」「ともに取り組む」「ともに確かめる」)の意義と、留意すべき事項を記載</li> </ul> <p>2 参画と協働の手法(チャンネル)の活用</p> <p>(1) 手法(チャンネル)活用の手順(モデル・フローチャート)(P.6~7参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策の企画立案、実施、評価・検証のどの段階で、どのような参画と協働の手法(チャンネル)の活用が考えられるのかを記載したモデルフローチャートなど</li> </ul> <p>(2) 手法(チャンネル)の選択と活用方法(P.8~11参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策の企画立案、実施、評価・検証の各段階に応じて、参画と協働の<u>手法(チャンネル)ごとに</u>、 手法(チャンネル)の概要と特徴 活用による効果 主な事例 活用の留意点などを記載</li> </ul> <p>具体的な手続や制度に関する手法(チャンネル)については、~に加え、活用の手順や事例研究も記載する。</p> <p>(3) 手法(チャンネル)活用の評価(P.13~15参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後の施策・事業において、参画と協働の手法(チャンネル)をより効果的に活用するため、手法(チャンネル)を活用した施策・事業の評価のポイントや評価シートなどを掲載</li> </ul>
理念編	<p>1 参画と協働の概念(P.19参照)</p> <p>2 参画と協働の背景と必要性(P.19~22参照)</p> <p>(1) 参画と協働が求められる背景</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成熟社会化と価値観の変化、観客型民主主義から参加型民主主義へ 等</li> </ul> <p>(2) 新しい公とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>時代変遷に伴う「公」領域の変化という観点から、「新しい公」の概念整理</li> </ul> <p>(3) 参画と協働の必要性と効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>複雑、多様化する地域課題や県民ニーズへの対応</li> <li>成熟社会にふさわしい生活の質やこころ豊かさの向上</li> </ul> <p>3 参画と協働の担い手(P.22参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参画と協働を担う多様な主体の特徴や、役割分担・連携の考え方など</li> </ul> <p>4 本県における参画と協働の取組み(P.23~25参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「参画・協働条例」及び「支援指針・推進計画」の内容など</li> </ul>
おわりに	参画と協働の今後の展開方向など

### 3 活用方法

#### 職員研修の実施

上記ガイドブックを活用し、参画協働課職員による講義形式の研修を実施する。

なお、実施に当たっては、ガイドブックの作成段階から適宜、自治研修所と連携を図る。

- ・ 対象：事業担当者（係長・主査・主任クラスを想定）  
市町職員についても、県民局を通じて参加希望者を募集する。
- ・ 実施回数：本庁 2 回  
各県民局 1 回（既存の会議を活用）  
県民局では、市町職員との意見交換（参画と協働の進め方等）を併せて実施することも検討する。

全職員への知事メールによる提供

県ホームページでの公表

### 4 作成スケジュール（詳細は別紙参照）

- ・ 5 月～ 作成方針の検討
- ・ 7 月～ 県民生活審議会 参画・協働推進専門委員会の審議  
学識経験者等のヒアリング
- ・ 11 月頃 ガイドブック完成予定

# 1 参画と協働の進め方

参画と協働には、次のような4つの段階（フェーズ）があります。それぞれの段階（フェーズ）において、参画と協働の手法（チャンネル）をうまく組み合わせ、多様な主体と過程（プロセス）を共有し、施策・事業を進めることが必要です。

こうした取り組みを進めることによって、県民との信頼関係を築くことができます。

## ともに知る

- ・ 「みんなで、地域の状況や課題などについて、知らせ合い、分かり合う」ということです。
- ・ 「参画と協働」は、取り組むみんなが情報を共有しなければ実現できません。すなわち、「ともに知る」は「参画と協働」の基本であり、前提となるものです。

わかりやすく、検索のしやすい情報提供  
県民ニーズの的確な把握

### 【留意事項】

- ・ 県民に対し情報を提供する際には、県民の視点に立ってわかりやすく、また、大量の情報の中で県民が探しやすいように工夫することが必要です。
- ・ 情報の提供は、公平かつ適正に行わなければなりません。例えば、県民のプライバシー等の人権を侵害したり、不用意に社会的な混乱を引き起こしたりすることがないように留意することが必要です。
- ・ 県民のニーズを的確に把握するためには、県民とふれあう機会を積極的に創出し、常にアンテナを高く持って、広く県民の意見を求めるという姿勢が必要です。また、このようにして得た意見や情報は、他の多くの県民に公表し、共有することも大切です。

## ともに考える

- ・ 「みんなで、知恵を出し合い、話し合い、ともに取り組む方向を考える」ということです。
- ・ 「参画と協働」を確かなものにするためには、施策展開のさまざまな場面において、県民と県行政が知恵を出し合うことが必要です。「ともに考える」ことによって、施策・事業に対する県民の理解や共感を得ることができます。

施策・事業の特性を踏まえた、参画しやすい方法の工夫  
コーディネート能力の向上

### 【留意事項】

- ・ 「ともに考える」機会は、画一的・一方的に設けるのではなく、施策・事業の特性や進捗状況に応じて、県民が参画しやすい方法を工夫することが必要です。
- ・ 「ともに考える」過程では、多様な主体間で意見の相違が生じるなど、必ずしもスムーズに進まないこともあります。その際、建設的な解決ができるよう、職員には、広い視点で意見をまとめたり、調整を行うコーディネート能力が必要となります。
- ・ 県民から提出された意見や情報については、その内容をよく検討し、必要に応じて施策・事業に生かしていくという意識を常に持つことが必要です。

## ともに取り組む

- ・ 「みんなで課題解決に向けて、お互いの持っている力を生かして、協力しながら、実行していく」ということです。
- ・ 「参画と協働」をより進めるためには、できるだけ多くの施策・事業で、それぞれに応じた形態を模索しながら、県民と連携して取り組む必要があります。「ともに取り組む」ことによって、施策・事業の成果や満足度を高めることができます。

対等・自立の関係  
目的の共有と役割・責任の明確化  
柔軟で総合的な能力の向上

### 【留意事項】

- ・ 「ともに取り組む」にあたっては、県民と行政は上下の関係ではなく、対等の関係であることをお互いが常に認識することが必要です。
- ・ 参画と協働は、経費削減や県が本来果たすべき役割を軽減することを目的としているわけではありません。したがって、「単なる下請けをお願いしたい」「施策・事業を安くしあげたい」といった行政の都合ではなく、互いの立場を尊重することが必要です。また、過度に依存したり、癒着関係に陥ることのないよう、互いに自立した関係を保ちながら協働することが必要です。
- ・ 「ともに取り組む」ことによって達成しようとする目的をそれぞれが共有し、確認しながら進めることが大切です。このため、「ともに取り組む」段階においても、常に情報を交換し合い、それぞれの役割や責任を明確にして取り組むことが必要です。
- ・ 施策・事業を進める際は、縦割りや前例踏襲という意識ではなく、広く県政全体を見渡し、考え行動する姿勢が必要です。部局の枠を超えた事業への積極的な取り組みなど、柔軟で総合的な力を身につける必要があります。

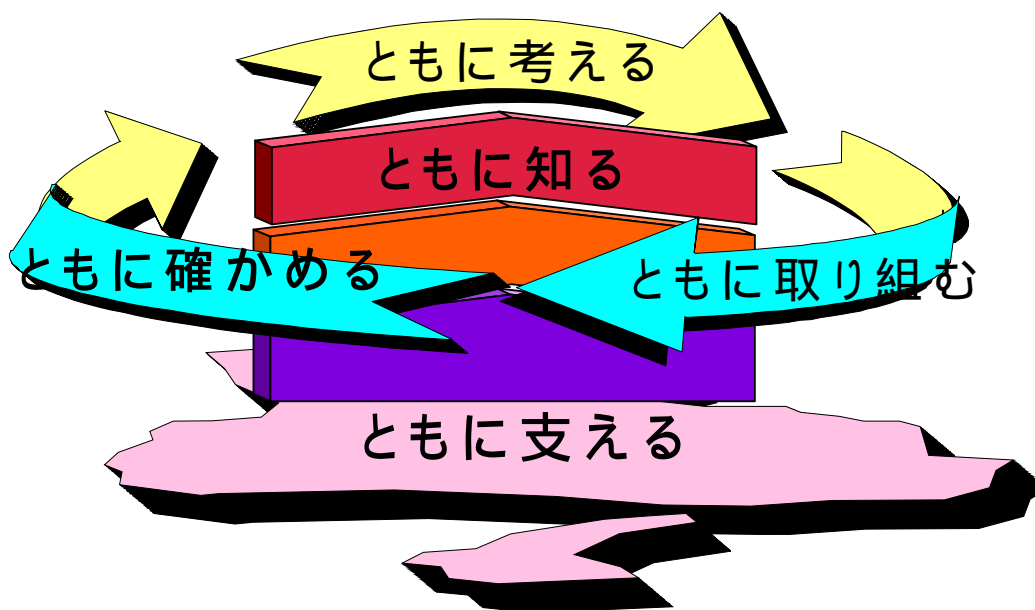
## ともに確かめる

- ・ 「これまでの取り組みについて、できたこと、できなかったこと、その原因などを明らかにし、今後どうするかについて、みんなで考える」ということです。
- ・ 「参画と協働」を着実に進めるためには、施策・事業の成果等についても、常に県民の目線に立った評価・検証を実施し、その結果に基づいて、適宜適切にフィードバックすることが必要です。「ともに確かめる」ことによって、県民の関心を高め、次の施策・事業により多くの県民の参画と協働を得ることができ、県民本意の質の高い県政運営が可能となります。

県民が評価・検証しやすい方法の工夫  
県民の意見を踏まえた評価・検証方法の構築

### 【留意事項】

- ・ 「ともに確かめる」を進めるにあたっては、施策・事業の推進状況や成果等を、県民の視点に立ってわかりやすく提供することが必要です。
- ・ 県民が評価・検証しやすいように、地域特性や施策・事業の内容に応じて評価・検証方法を工夫し、充実することが必要です。
- ・ 評価・検証の仕組みや方法を構築するにあたっては、県民の意見を聴いたり、県民とともに考えることが必要です。



「ともに支える」とは、「お互いの信頼関係に基づき、みんなで参画と協働のしくみや体制をつくる」ことをいいます。

## 2 参画と協働の手法（チャンネル）の活用

### (1) 手法（チャンネル）活用の手順（モデル・フローチャート）

#### ともに知る（共通）

##### 1 県民に情報を提供する（情報提供）

広報...各種メディア(印刷、電波・映像、インターネット)を活用して、情報を発信する。 [ ページ]

説明会...広く県民の参加を求め、事業に関して説明する。 [ ページ]

##### 2 県民から情報を収集する（広聴）

アンケート...特定のテーマについて、広く県民の意見、要望を聴く。 [ ページ]

意見・提案...各種のツール(電話、手紙、電子メール等)を活用して、広く県民の意見・提案を聴く。 [ ページ]

#### ともに考える（施策・事業の企画立案）

##### 1 施策・事業について県民の理解を深める（学習）

シンポジウム、セミナー...多数の県民が参加し、特定課題等について見識を深める機会を提供する。 [ ページ]

講座、講習...基礎的・専門的知識などについて学ぶ機会を提供する。 [ ページ]

##### 2 県民とともに協議・審議する（協議）

審議会、委員会...各種課題について学識経験者、各種団体、公募委員などが議論・検討を行う。 [ ページ]

協議会、運営委員会、連絡会議...各種課題や計画立案、事業企画等について広く関係者により協議を行う。 [ ページ]

##### 3 県民の優れた活動を顕彰する（顕彰）

表彰...県民の主体的な行動を顕彰し、一層の活躍を期待する。 [ ページ]

##### 4 県民と意見交換する（意見交換）

フォーラム...広く県民の参加を求め、計画立案や課題解決に向けて意見交換を行う。 [ ページ]

ワークショップ...県民が協働作業を通じ、互いの考えや違いを認識し、前向きな意見を引き出しながら提案をまとめる。 [ ページ]

##### 5 県民の意見、提言を受け付ける（意見、提言）

公聴会、ヒアリング...課題解決に向けて県民の意見を聴く。 [ ページ]

パブリック・コメント...各種計画等について県民意見を募集する。 [ ページ]

モニター...県の施策、課題等について意見、感想を述べる。 [ ページ]

## ともに取り組む（施策・事業の実施）

### 1 県民と施策・事業を企画し協働する（事業の企画・協働）

共催、実行委員会...各種行事・イベントについて多様な主体が協力し、企画・運営する。または企画・実行組織へ県民の主体的な参画を求める。 [ ページ]

アドプトシステム...県民が、公共空間を維持管理する。 [ ページ]

### 2 県民の主体的な活動を支援する（県民の主体的活動）

ボランティアとの連携...担い手づくりや活動の場の提供など、ボランティアが活動しやすい環境を整備し、ボランティアの協力を得ながら事業を実施する。 [ ページ]

地域通貨、コミュニティ・ビジネス...地域通貨やコミュニティ・ビジネスなど地域の創意工夫をこらした新たな取り組みを支援し、コミュニティ活動を促進する。 [ ページ]

### 3 県民に事業の運営等を委ねる（委託）

外部委託(アウトソーシング)...多彩な活力を発揮してもらうため、サービスの質とコストの両面を総合的に判断して効果的・効率的に提供できるものについて、県民に事業の運営等を委ねる。 [ ページ]

### 4 多様な主体の連携を支援する（ネットワークづくり）

グループ支援、連携...地域づくり活動の一層の拡がりをめざし、各主体が交流したり、活動にともに取り組む。 [ ページ]

### 5 活動の担い手づくりを進める（担い手づくり）

推進員など...県行政の推進について一定の役割を委嘱する。 [ ページ]

サポーター、会員制度...県民が地域づくりの担い手となるしくみを運用する。 [ ページ]

## ともに確かめる（施策・事業の評価・検証）

### 県民とともに成果等を評価する

指標、目標値...県行政の達成状況を評価する。事業等の進捗状況や目標の達成状況を評価する。 [ ページ]

公開審査会、報告会...補助等にあって公開して審査や報告を行い、県民とともに考える機会を設ける。 [ ページ]

## フィードバック（施策・事業の見直し、継続、廃止の決定）

手法（チャンネル）活用のノウハウの蓄積と共有

## 2 参画と協働の手法（チャンネル）の活用 (2) 手法（チャンネル）の選択と活用方法

### 共催、実行委員会

#### 1 共催、実行委員会とは

##### 【概要】

- ・ 共催とは、県民（団体や事業者など）と行政のそれぞれが主催者となって共同で一つの事業を行う形態です。事業の実施責任や成果は構成するそれぞれの主体が共有します。
- ・ 実行委員会とは、県民（団体や事業者など）と行政が新しい一つの組織を立ち上げ、そこが主催者となって事業を行う形態です。

##### 【特徴】

- ・ どちらも各主体が協力することで、それぞれの主体が持っている情報やノウハウ、人的パワーなどを活用でき、県民ニーズに即した企画や規模の大きなイベントの実施が可能となり、幅広い参加を促すことができます。

#### 2 期待できる効果

各主体が協力し、それぞれの特性や得意分野を生かすことによって、相乗効果が期待できます。

行政以外の主体を通じ、より県民のニーズに即した事業や行政にない斬新な発想による事業が可能となります。

各主体の持つネットワークが相互に活用できます。

事業の企画段階から、各主体の意見を出し合いながら実施することで、適切なパートナーシップを築くことができます。

各主体が抱える課題についての共通認識に基づいた運営が可能となります。

#### 3 主な事例

- ・ ひょうごボランティア活動メッセ（県民政策部地域協働局参画協働課）
- ・ 花と緑の交流フェスティバルの開催（北播磨県民局企画調整部北はりまハートランド担当参事）

#### 4 活用の留意点

事業の企画段階から各主体が十分に話し合っただけでなく、事業目的に明確化を図ることが大切です。

各主体に主催者としての社会的責任が求められることを互いに認識しておく必要があります。各主体それぞれの役割分担と費用分担を明確にするとともに、合意形成の方法や運営方法についても協議し、可能な限り文書化しておくことが大切です。

実行委員会の場合は、構成メンバーが長期にわたって固定されると、運営の硬直化や活動の停滞を招く場合があるので、適宜見直しを行うことが必要です。場合によっては、メンバーの公募も有効です。

イメージ（写真など）

### ともに取り組む相手方（パートナー）を探す際のポイント

#### 1 考え方

##### (1) パートナーの役割・特性の理解

共催等による事業を実施する際には、パートナーとなる団体等の役割や特性を十分に理解することが必要です。

例えば、自治会や婦人会、子ども会などの地域団体は、地域住民に共通する様々な課題に対して総合的・包括的に取り組む重要な役割を果たしており、パートナーとして欠かせない存在といえます。一方、特定のテーマについて自発的に活動し、専門性・機動性・先駆性等の特性を有するボランティアグループ・団体、NPOも、震災以後、大きな役割を果たすようになっていきます。

パートナーを探す際には、こうした相手方の役割や特性を十分に理解し、事業目的に照らし、ふさわしいパートナーと取り組むことが大切です。

##### (2) 目的の確認・共有

パートナーとなる団体等は、様々な目的意識や使命感に基づいて自発的・自律的な活動をしています。このため、パートナーとなる団体等と事業目的が共有できるかどうか、また、相互に協力する意思があるかどうかを事前に確認しておくことが大切です。

##### (3) 事業遂行能力の確認

パートナーとなる団体等は、活動地域、規模、組織力、実績、運営状況など多種多様です。このため、選定の際は、できるだけ多くの団体等の活動実績や運営状況などの情報収集に努め、事業遂行能力等を見極める必要があります。

##### (4) 公平性・透明性

選定の公平性、透明性を確保するため、選定基準や方法、共催等により実施する事業の内容を公表し、広く対象となる団体等を募集するなど、選定を開かれたものにする必要があります。

#### 2 相手方（パートナー）選定の方法

##### (1) 相手方（パートナー）の探し方

パートナーを見つける方法としては、地域づくり活動情報システム（コラボネット）を利用する。団体等のホームページやパンフレット、広報誌から情報を収集する。NPO法人の事業報告書等を閲覧する。団体等が企画・運営する各種行事に参加する。既に共催等で事業を実施した他の担当課から情報を収集するなどの方法があります。

##### (2) 選定基準の一例

活動目的...当該事業の目的と相手方の活動目的の適合性

活動内容・実績...活動内容、活動歴、活動地域、受益者の状況、当該事業に関連する事業実績（ノウハウ、専門性等）

組織体制...会員数の多寡、事務局及び専門知識・技術を有するスタッフの有無

事業遂行能力...事業計画、経費、人員、スケジュール等の妥当性、継続的・安定的な事業の実施

運営の透明性...活動についての情報公開の有無、公開情報の内容 など

## 2 参画と協働の手法（チャンネル）の活用 (2) 手法（チャンネル）の選択と活用方法

### 県民提出手続（パブリック・コメント手続）

#### 1 県民意見提出手続とは

##### 【概要】

- ・ 県行政の全体又は各分野の施策展開に当たっての基本的な事項を定める計画、方針等の策定等の立案段階において、その趣旨、内容等を県民等に公表し、これらについて提出された具体的な意見等を考慮して県が計画等を定めるとともに、意見等に対する県の対応を公表する一連の手続をいいます。

##### 【特徴】

- ・ 利害関係者など限られた者だけでなく、広く一般県民等に意見を求める手続です。
- ・ インターネットによる意見募集を中心としていることから、いつでも、どこからでも意見を提出することができます。
- ・ 案の賛否を問うのではなく、意見数の多寡も問題にしません。意見内容を重視し、多様でより良い意見を県政に反映させる手続です。
- ・ 提出された意見の概要とともに、それに対する県の考え方を必ず公表することになっています（県行政に応答義務を課す手続）。

#### 2 期待できる効果

政策形成段階から県民に対して積極的に情報提供を行い、その内容及び過程を明らかにすることにより、県政運営における公正の確保と透明性の向上が図られます。

県民が必要とする時に必要な情報が得られるよう、分かりやすい情報の提供に努めるとともに、県政情報へのアクセスの充実を図ることにより、県民に対する説明責任の向上が図られます。

政策形成段階から広く県民各層の主体的な参画を求め、県民等の意見やニーズを県政に適切に反映することにより、政策形成の質的向上を図り、生活者の視点に立った県政運営が可能となります。

#### 3 活用の手順

計画等の案の作成

計画等の案の公表、意見の募集

- ・ 公表方法：県ホームページへの掲載、担当課の窓口・各県民情報センターへの備付け、その他報道機関への発表、広報誌への掲載、各種印刷物の配布 など
- ・ 公表資料：計画等の案及び必要に応じて次に掲げる資料  
ア) 趣旨・目的及び背景、イ) 概要、ウ) 附属機関等の審議の概要、エ) その他計画等の案に関連する資料（用語解説、根拠法令など）

意見等の提出

- ・ 募集期間：概ね1ヵ月程度（少なくとも3週間以上）
- ・ 提出方法：持参、郵便、ファクシミリ、電子メール、説明会の開催

提出された意見等の検討

- ・ 提出された意見・情報を考慮して、速やかに計画等を決定する。

計画等の決定及び結果の公表

- ・ 決定した計画等とともに、提出された意見・情報の概要とこれに対する県の考え方を公表する。

#### 4 主な事例

- ・ 地域づくり活動支援指針、県行政参画・協働推進計画（県民政策部地域協働参画協働課）
- ・ 食の安全安心と食育に関する条例（仮称）骨子案（健康生活部健康局生活衛生課）など

## 5 事例研究

「県民の参画と協働の推進に関する条例」に基づく施策の効果の検証結果を踏まえ、「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」を補強・改定するにあたり、意見募集を実施し、提出された意見等を考慮して、指針・計画を改定しました。

事例のイメージ（写真など）

手 順	事 例： 計画に関する 県民意見提出手続	活用の留意点
計画等の案の作成	<p>H17.4～12 参画協働条例に基づく施策の効果の検証を実施</p> <p>H17.12末 検証結果を踏まえ、県民生活審議会参画協働推進専門委員会で、指針・計画の改定方向について審議</p>	<p>県民意見提出手続の実施に当たっては、意見募集期間が十分に確保できるよう、計画案の作成スケジュールを組むことが必要。</p>
計画等の案の公表、意見募集の実施	<p>H18.1 ・関係機関との協議・調整 ・意見募集資料の作成 計画等の案のほか、背景と目的、補強・改定のポイント、用語解説、検証結果の概要、附属機関等の審議の概要などを公表</p>	<p>案件の内容について、関係機関と適宜・適切に協議・調整を行う。また、必ずトップマネジメント会議、知事との個別協議等により、県としての方針決定を得ておく。</p> <p>公表資料の作成に当たっては、計画等の概要や意見を求める論点等を明示するなど、県民の目線に立った分かりやすい資料作成に努める。</p>
提出された意見等の検討	<p>H18.2.1 ・手続実施についての記者発表</p> <p>H18.2.2～3.3（意見募集実施） ・手続実施期間中に、以下のとおり関係者・関係機関等の意見を聴取 検証の際に意見交換した団体等と、再度指針・計画について、可能な限り意見交換を実施。合わせダイレクトメールによる意見提出を求める。 NPO と行政の協働会議を活用して、NPO と意見交換を実施 県内市町に意見照会</p> <p>H18.3 初旬 ・提出された意見とこれに対する対応について、県民生活審議会参画協働推進専門委員会で専門的な視点から検討 ・関係機関との協議・調整</p>	<p>意見募集実施に当たっては、ラジオや広報誌など多様な広報メディアの活用や関係市町・関係団体等との連携を図るなど、周知機会の拡充に努める。</p> <p>県民等の意見を把握するための手法には、本手続以外にも、県民フォーラムをはじめ、地元住民や関係者等との意見交換など、多くの手法があり、案件の特性を踏まえ、他の手法の併用に配慮する。</p> <p>提出意見への対応の検討に当たっては、附属機関等で専門的な視点から審議、知事協議等を行うなど、総合的な視点から検討を行う。</p>
計画等の決定及び結果の公表	<p>H18.3 下旬 ・（改定版）指針・計画の決定</p> <p>H18.3.28 ・「指針・計画」検証結果を踏まえた補強・改定について記者発表</p> <p>H18.3.30 ・（改定版）指針・計画とともに、提出された意見等の概要と県の考え方を公表（公表期間：6ヵ月間）</p>	<p>意見募集実施後は、提出された意見等を踏まえ、県議会などの関係機関との協議、県としての決定手続（知事協議等）を行い、速やかな計画等の決定に努める。</p>



## 2 参画と協働の手法（チャンネル）の活用

### (3) 手法（チャンネル）活用の評価

#### 評価シート作成の考え方

参画と協働の施策展開の基本となる「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」との整合を図るため、

評価シートの体系は、「ともに知る」「ともに考える」「ともに取り組む」「ともに確かめる」の4つの柱で組み立てるとともに、

各評価項目は「展開にあたっての3つの視点（「県民主役の展開」「過程（プロセス）の共有」「相互信頼のネットワーク）」の考え方にできるだけ沿った形で設定する。

#### 評価シートの活用方法

##### 各部局による自己評価と年次報告への掲載

各部局は、「参画と協働関連施策の展開方針」に記載する施策・事業の中から選択した「主な参画と協働施策」について、評価シートを活用して自己評価を実施し、その結果を「参画と協働関連施策の年次報告」に記載する。

##### 専門委員会での評価結果の検討と県民への公表

年次報告に記載した評価結果については、評価の客観性・妥当性を担保するため、参画・協働推進専門委員会において専門的な視点から検討するとともに、年次報告の内容として県民に公表する。

##### 手法（チャンネル）活用のノウハウの蓄積と共有

評価によって明らかとなった手法（チャンネル）活用の課題やノウハウ等を参画協働課において集約し、各部局にフィードバックすることによって、活用ノウハウ等の共有を図る。

#### 【参画と協働による事業等の概要】

事業名			
事業内容			
実施期間	年 月から		年 月まで
活用したチャンネル	分類	名称	内容

活用したチャンネルの分類は、「ともに知る」「ともに考える」「ともに取り組む」「ともに確かめる」の番号を記入してください。

ともに知る（共通）

項 目		評 価			
Q1	情報共有の目的は明確でしたか。	4	3	2	1
Q2	情報共有のタイミングは適切でしたか。	4	3	2	1
Q3	情報共有にあたっては、県民が内容を理解しやすいよう工夫しましたか。	4	3	2	1
Q4	活用した参画と協働の手法（チャンネル）は、事業の目的に照らし、ふさわしいものでしたか。	4	3	2	1
自由意見欄：以上の項目について、評価の理由や手法（チャンネル）活用の課題・工夫した点などを記載してください。					

評価 ... 4：できた 3：ほぼできた 2：あまりできなかった、1：できなかった

ともに考える（施策・事業の企画立案）

項 目		評 価			
Q5	各主体が役割を自覚し、自律的な事業展開ができるように、企画立案しましたか。	4	3	2	1
Q6	各主体の特性や役割が生かせるよう、企画立案しましたか。	4	3	2	1
Q7	事業の目的を各主体が理解し、共有しながら企画立案しましたか。	4	3	2	1
Q8	各主体の特性や立場の違いを理解して、企画立案しましたか。	4	3	2	1
Q9	各主体が率直な意見交換のもと、対等な立場で企画立案しましたか。	4	3	2	1
Q10	企画立案段階の話し合いの経過や内容をホームページなどで公開しましたか。	4	3	2	1
Q11	活用した参画と協働の手法（チャンネル）は、事業の目的に照らし、ふさわしいものでしたか。	4	3	2	1
自由意見欄：以上の項目について、評価の理由や手法（チャンネル）活用の課題・工夫した点などを記載してください。					

ともに取り組む（施策・事業の実施）

項 目		評 価			
Q12	各主体が役割を自覚し、過度に依存することなく自律的に事業を実施しましたか。	4	3	2	1
Q13	各主体の特性や役割を生かしつつ、事業を実施しましたか。	4	3	2	1

Q14	事業の目的を各主体が理解し、共有しながら事業を実施しましたか。	4	3	2	1
Q15	事業の進捗状況に応じて、必要な情報を共有しながら事業を実施しましたか。	4	3	2	1
Q16	各主体の特性や立場の違いを理解して、事業を実施しましたか。	4	3	2	1
Q17	各主体が率直な意見交換のもと、対等な立場で事業を実施しましたか。	4	3	2	1
Q18	事業の進捗状況(協働の過程)をホームページなどで公開しましたか。	4	3	2	1
Q19	活用した参画と協働の手法(チャンネル)は、事業の目的に照らし、ふさわしいものでしたか。	4	3	2	1
自由意見欄：以上の項目について、評価の理由や手法(チャンネル)活用の課題・工夫した点などを記載してください。					

ともに確かめる(施策・事業の評価・検証)

項 目		評 価			
Q20	評価結果や事業内容の報告を作成し、ホームページなどで公開しましたか。	4	3	2	1
Q21	活用した参画と協働の手法(チャンネル)は、事業の目的に照らし、ふさわしいものでしたか。	4	3	2	1
自由意見欄：以上の項目について、評価の理由や手法(チャンネル)活用の課題・工夫した点など記載してください。					

【総合評価】

レーダーチャート	コメント

## ＜ 参 考 ＞

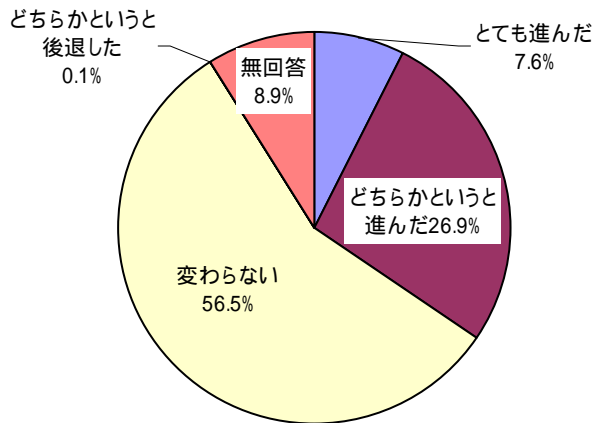
### 1 手法（チャンネル）活用の現状

平成17年度に実施した参画・協働条例に基づく施策の効果の検証において、条例施行前後での参画と協働の手法（チャンネル）の活用状況の変化や、手法（チャンネル）活用に対する県職員の意識等を調査したところ、次のような結果が得られました。

#### (1) 条例施行前後での活用状況の変化

条例施行後、県の施策・事業（962事業）の34.5%で、多様な参画と協働のチャンネルの一層の活用が進んでいますが、変化のないものも56.5%ありました。

施策・事業ごとの参画と協働のチャンネルの活用状況からみて  
参画と協働は進んだと思うか



#### (2) 手法（チャンネル）ごとの状況

よく活用されているチャンネルは「広報」「協議会、運営委員会、連絡会議」「講座・講習」「説明会」「アンケート」「共催、共同実施、運営参加」「審議会、委員会」「グループ支援、連携」「ボランティア活動」などです。しかし、もっとも活用されている「広報」でも45.1%であり、その他のチャンネルでは10%台となっています。

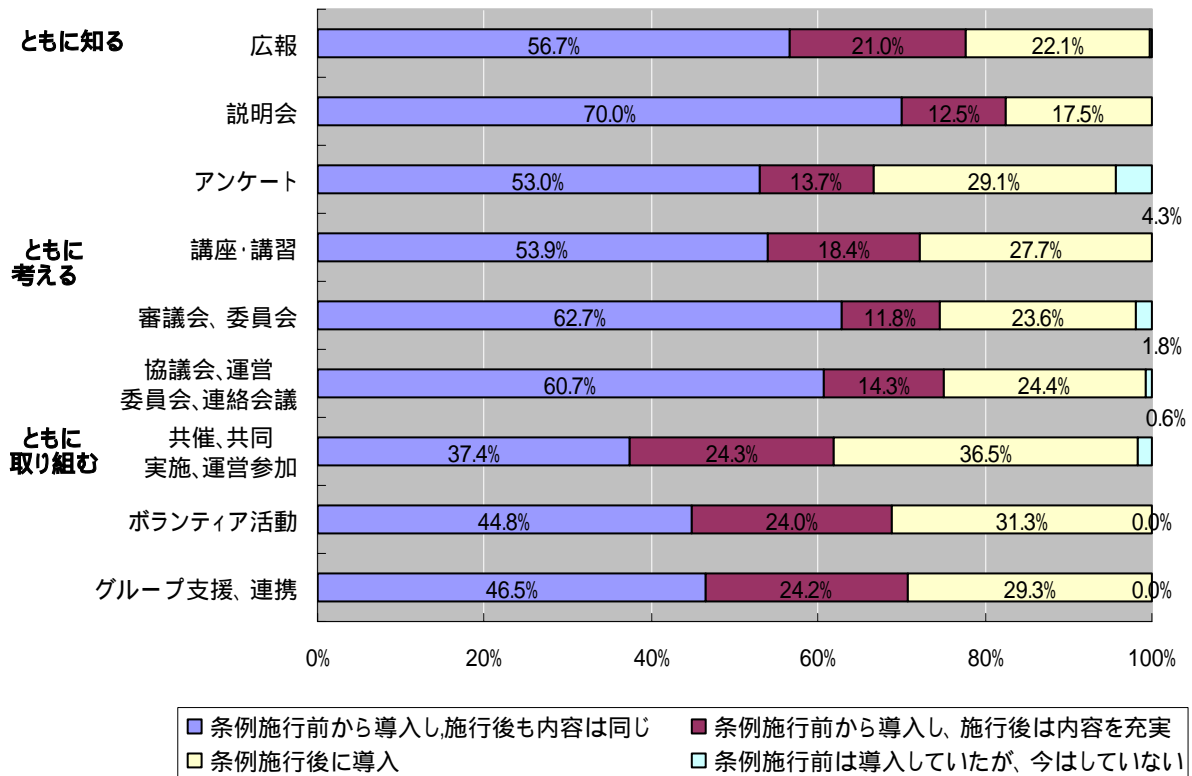
主なチャンネルの活用状況

主なチャンネル	活用事業数	割合
広報	434	45.1%
協議会、運営委員会、連絡会議	168	17.5%
講座・講習	141	14.7%
説明会	120	12.5%
アンケート	117	12.2%
共催、共同実施、運営参加	115	12.0%
審議会、委員会	110	11.4%
グループ支援、連携	99	10.3%
ボランティア活動	96	10.0%

全体的にみると、「ともに知る」（「広報」「説明会」「アンケート」など）や「ともに考える」（「講座・講習」「審議会、委員会」「協議会、運営委員会、連絡会議」など）に含まれるチャンネルでは、「条例施行前から導入し、施行後も同じ内容である」ものが、半数かそれ以上を占める傾向がみられます。

一方、「ともに取り組む」（「共催、共同実施、運営参加」「ボランティア」「グループ支援、連携」など）に含まれるチャンネルでは、「条例施行前から導入し、施行後は内容を充実した」もの、または、「条例施行後に導入」したものが占める割合が高くなる傾向があり、「参画」はもとより「協働」がキーワードになっているといえます。

主なチャンネルの活用状況

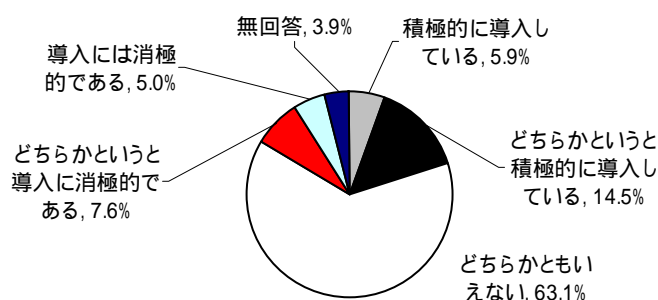


### (3) 県職員の意識と実態

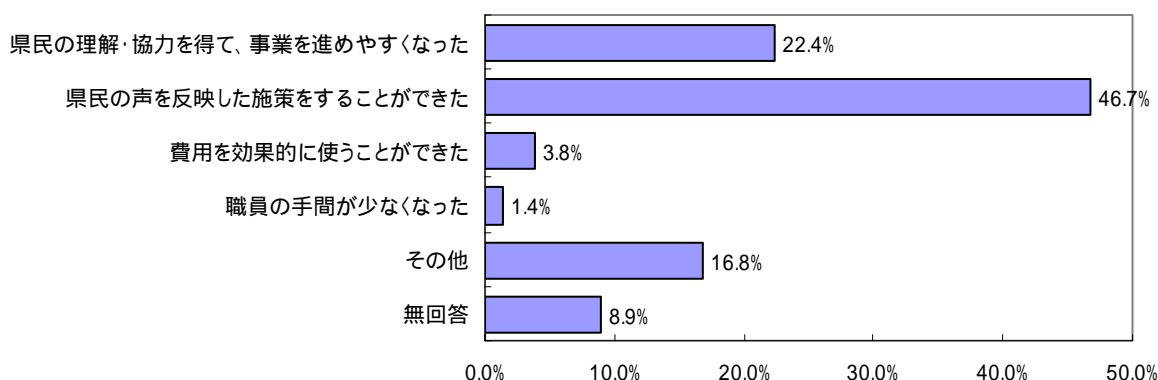
無作為抽出した県職員約 1,000 人にアンケートを実施したところ、参画・協働条例を踏まえて、参画と協働の手法の導入に努めた割合は約 20.4%で、導入に積極的とも消極的ともいえないは約 63.1%ありました。

導入派にその成果を聞いたところ、「県民の声を反映できた」が 46.7%、「県民の協力を得て事業を進めやすくなった」が 22.4%あり、おおむね肯定的な意見でした。

参画と協働の手法の導入に努めていますか



### 導入してどのような成果がありましたか



## 2 手法（チャンネル）の導入に向けた課題

調査の結果を見ると、条例施行後、「ともに取り組む」場面を中心に、様々なチャンネルを活用した参画と協働が少しずつ進んでいることが分かります。

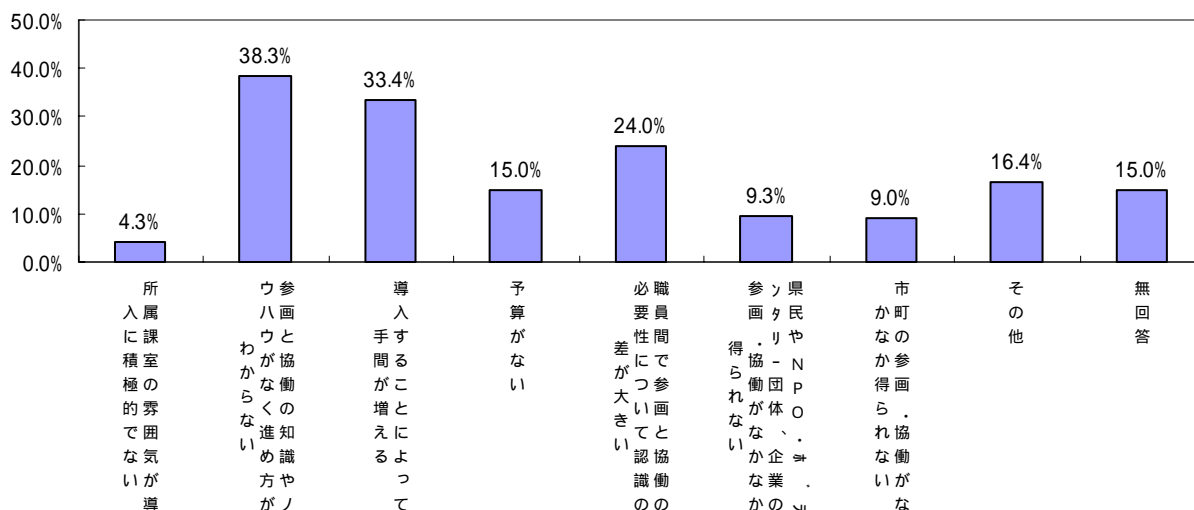
しかしながら、個々の職員の実態を見ると、参画と協働の手法（チャンネル）の導入に努めた割合は、約2割であり、決して高いとは言えません。

導入消極派に課題を聞いたところ、「ノウハウがなく、進め方がわからない」「導入することによって手間が増える」がそれぞれ38.3%、33.4%となっており、また、「職員間で必要性の認識の差が大きい」が24.0%ありました。

このように調査の結果からは、参画と協働の趣旨や必要性は理解しているものの、ノウハウや現場経験の不足から、具体的に事業にどう取り入れていけばよいのかがわからず、戸惑っている職員の姿が浮かびます。

このため、成熟時代に求められる行政能力の一つである「参画と協働」の意義や、具体的なノウハウの蓄積と共有、現場主義の徹底による実践的な研修機会の充実が重要です。

### 導入しようとしたときにどのような問題がありましたか



# 1 参画と協働の概念

「参画」= 自らの意見を反映したり、多様な意見の合意を図るため、企画、立案に加わること。  
「協働」= 相互に自立しつつ相手方との違いを認め合い、対等な関係で協力・協調し、ともに事にあたること。

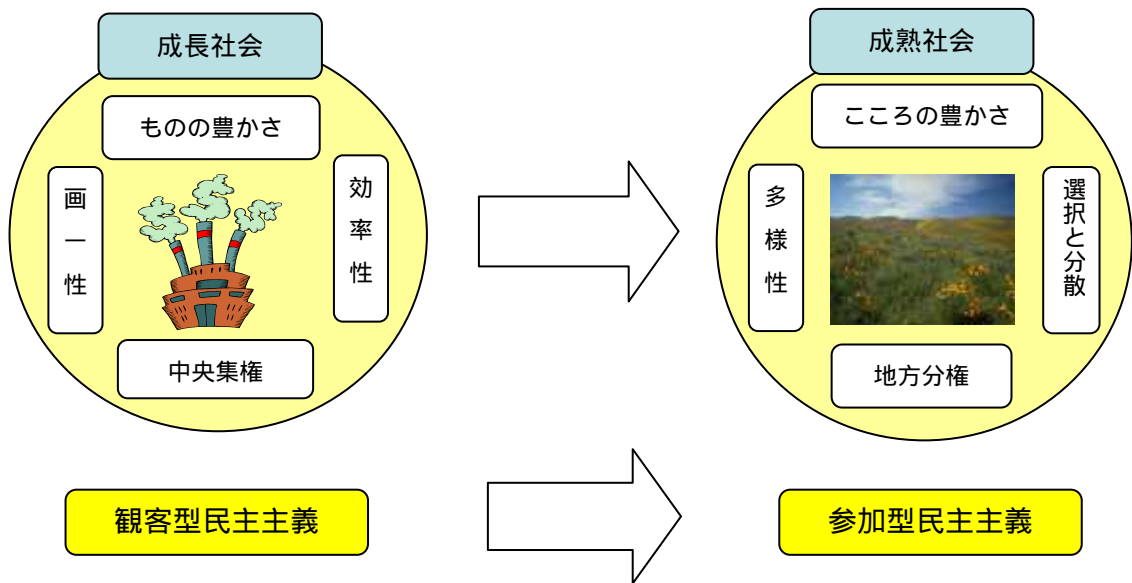
「参画と協働」は、これら2つの概念を一連の流れのものとしてとらえた概念

県民と県行政が一緒になって、自分たちの地域を住みやすくするため、知恵や力を出しあって、地域のことをみんなで決め、力を合わせて、さまざまな地域づくりに取り組むこと。

# 2 参画と協働の背景と必要性

## (1) 参画と協働が求められる背景

多元・多様価値社会と市民の成熟



“ ころ豊かな美しい兵庫 ” をめざす県民運動の深化

県民運動の提唱

- ・ 県民の主体的な活動として、昭和62年に各分野でスタート
- ・ ころ豊かな兵庫づくり推進協議会（現：ころ豊かな美しい兵庫推進会議）の結成

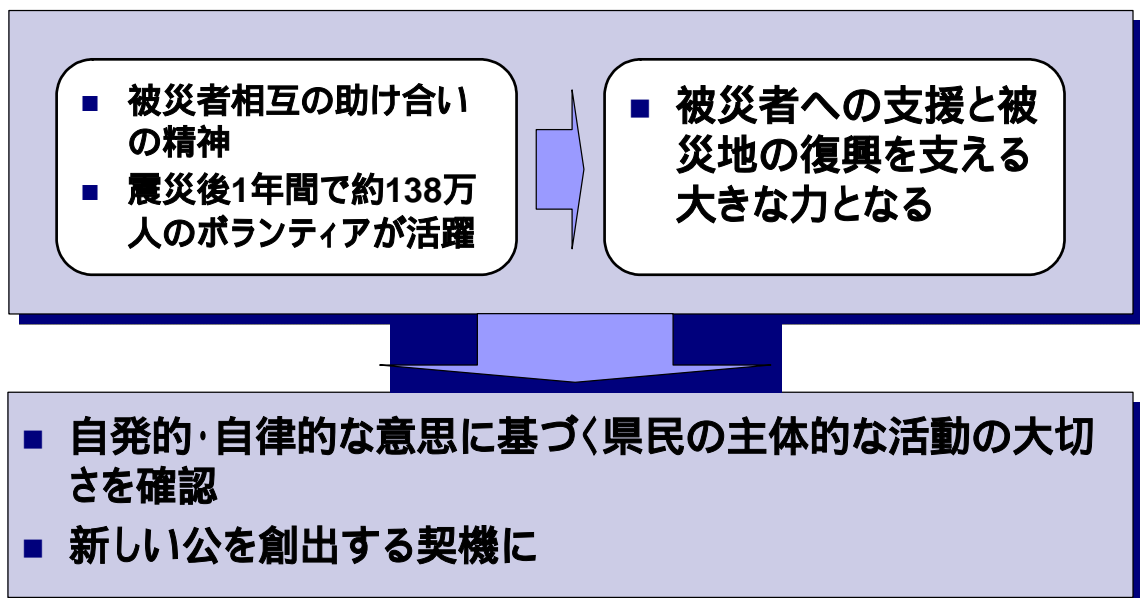
3つの具体的取り組み

- ・ ころ豊かな人づくり（教育、文化）
- ・ すこやかな社会づくり（保健、福祉）
- ・ さわやかな県土づくり（環境、地域づくり）

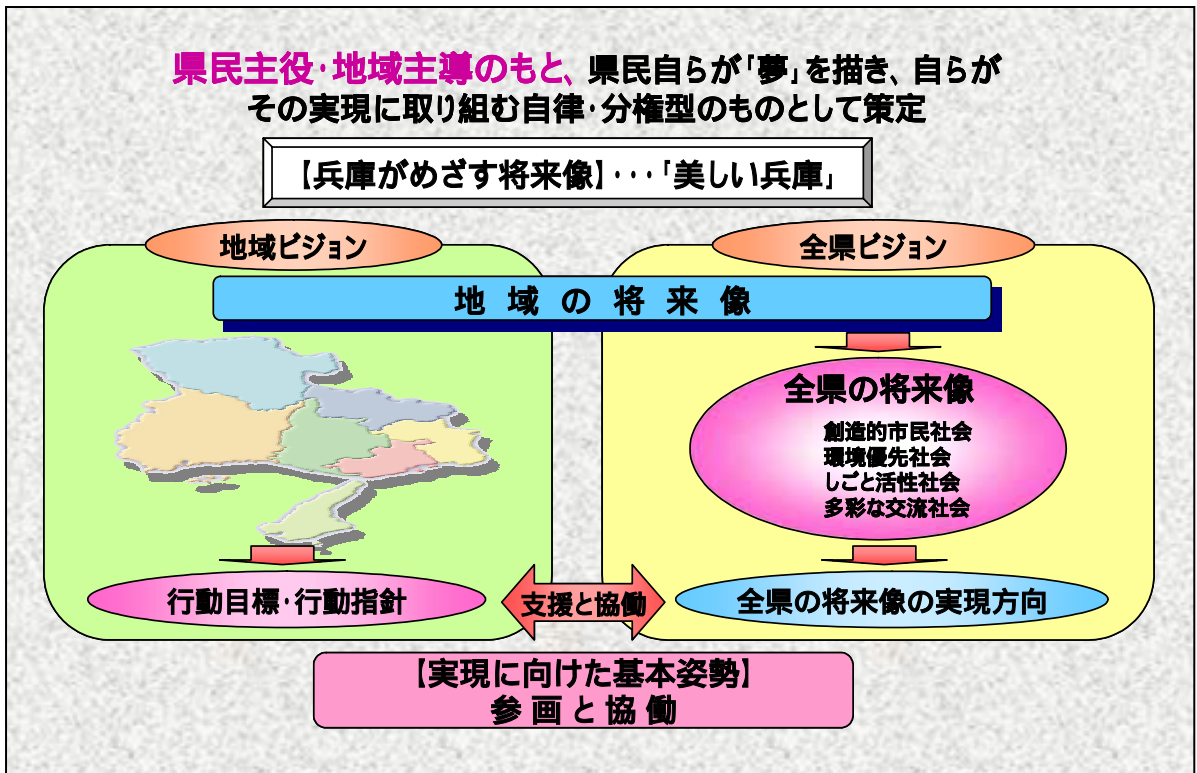
県民主導の取り組み

- ・ 第1次定義・・・県の提唱とサポート
- ・ 第2次定義・・・県のサポートと県民の自律的な取り組み
- ・ 第3次定義・・・県民の一人ひとりが、地域社会の構成員として、自覚と責任を持って行動する意識が醸成

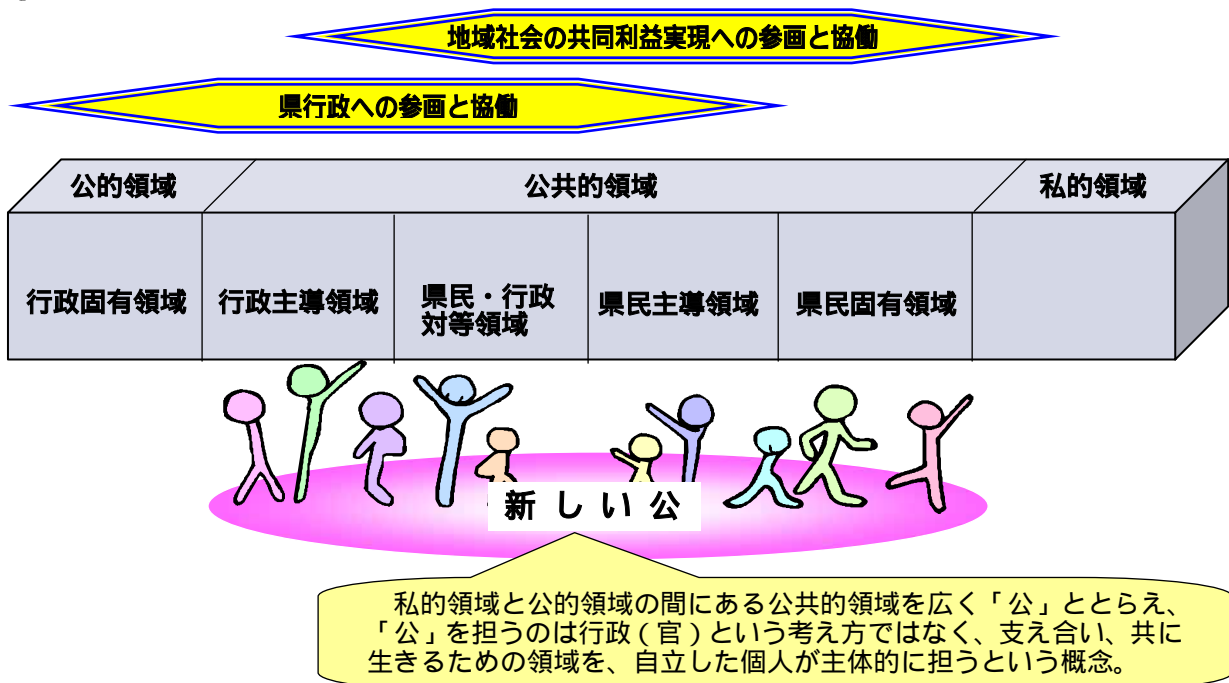
阪神・淡路大震災の経験



21世紀兵庫長期ビジョンの社会的実験

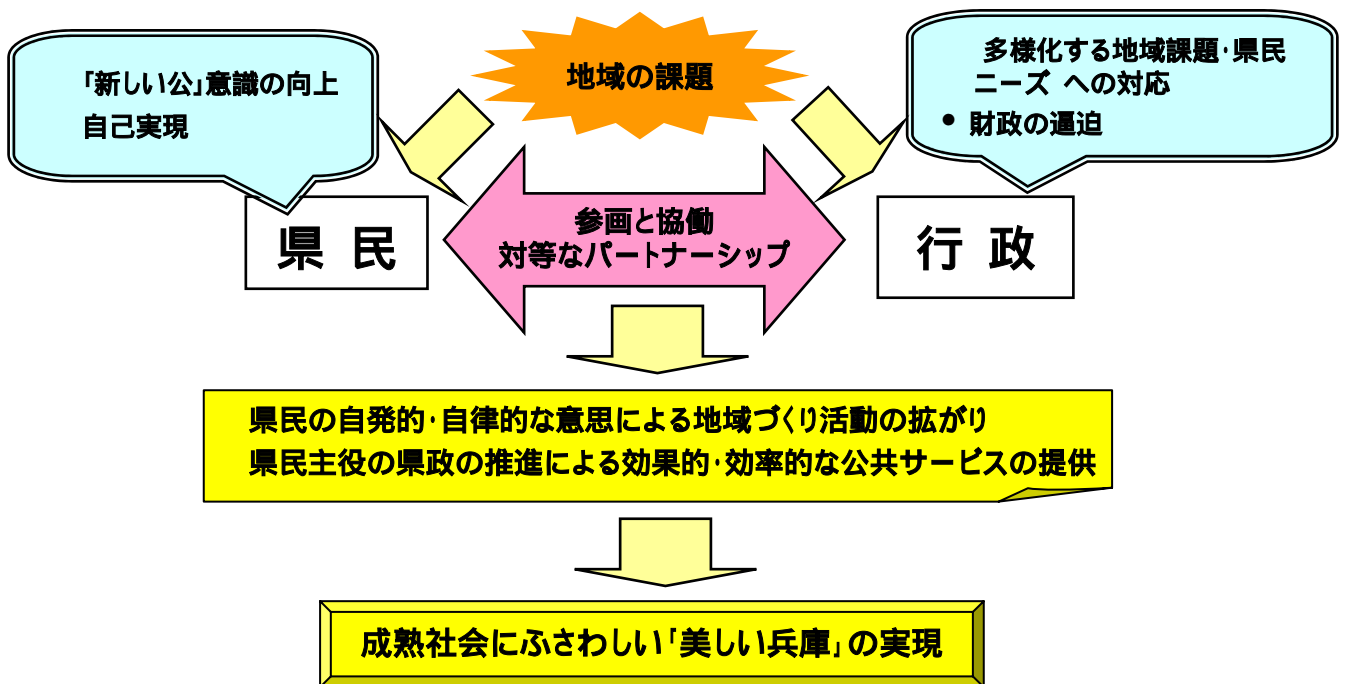


(2) 新しい公とは

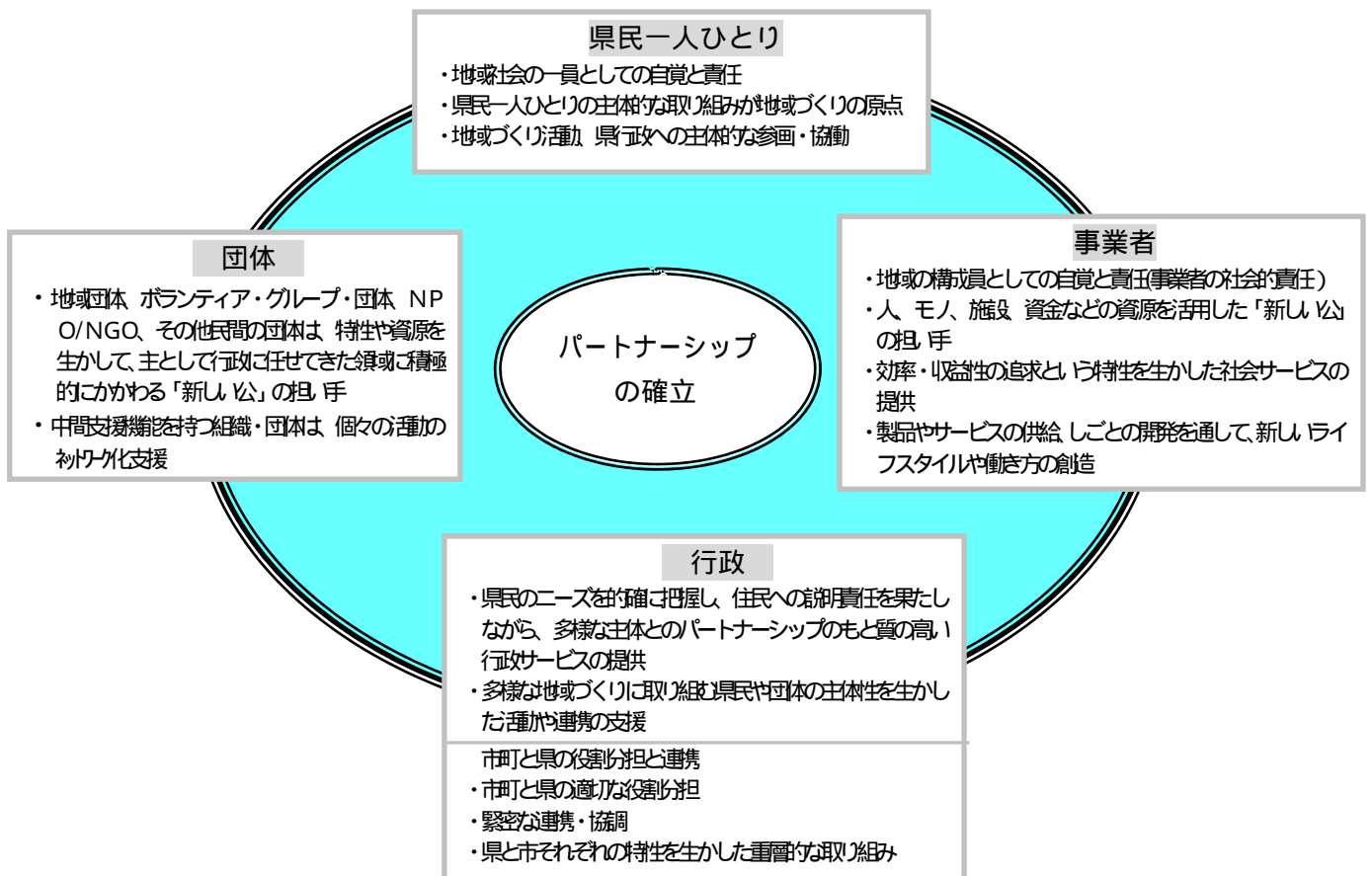


- 行政が執行者として責任を持って行う領域（許認可、課税）
- 行政が主導し、県民に参画と協働を求める領域（委託、アドプトプログラム）
- 県民と行政がパートナーとして参画と協働で取り組む領域（共催、県民行動プログラム）
- 県民が主導し、行政が積極的な支援をする領域（補助・助成、後援）
- 県民が主体的かつ自律的に活動する領域（自治会活動）

### (3) 参画と協働の必要性と効果



### 3 参画と協働の担い手



## 4 本県における参画と協働の取組み

### (1) 県民の参画と協働の推進に関する条例(H15.4.1施行)の概要

1. 県民とのパートナーシップの確立をめざす参画と協働の基本条例
2. 参画と協働の2つの場面(地域社会の共同利益の実現、県行政の推進)への取組みを明らかにした全国初の条例  
地域社会の共同利益の実現 ... 地域づくり活動に対する支援、登録制度  
県行政の推進 ... 県行政における参画と協働の推進、委員の公募、推進員等
3. 参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告の作成・公表による迅速なフォローアップ

### (2) 条例で明らかにした参画と協働の2つの場面

県民と県民のパートナーシップ  
- 地域社会の共同利益の実現への参画と協働 -

子育てや高齢者の支援、環境・緑化活動、交流行事、国際交流、芸術・文化、防犯・防災など県民の皆さんが、主体的に住みやすい地域づくりのために取り組む活動全般を指します。地域に根ざしているもののみでなく、地域を越えた特定のテーマに基づく活動も含まれます。  
(県民が県外で行う活動 県外の人々が県内で行う活動も含まれます。)



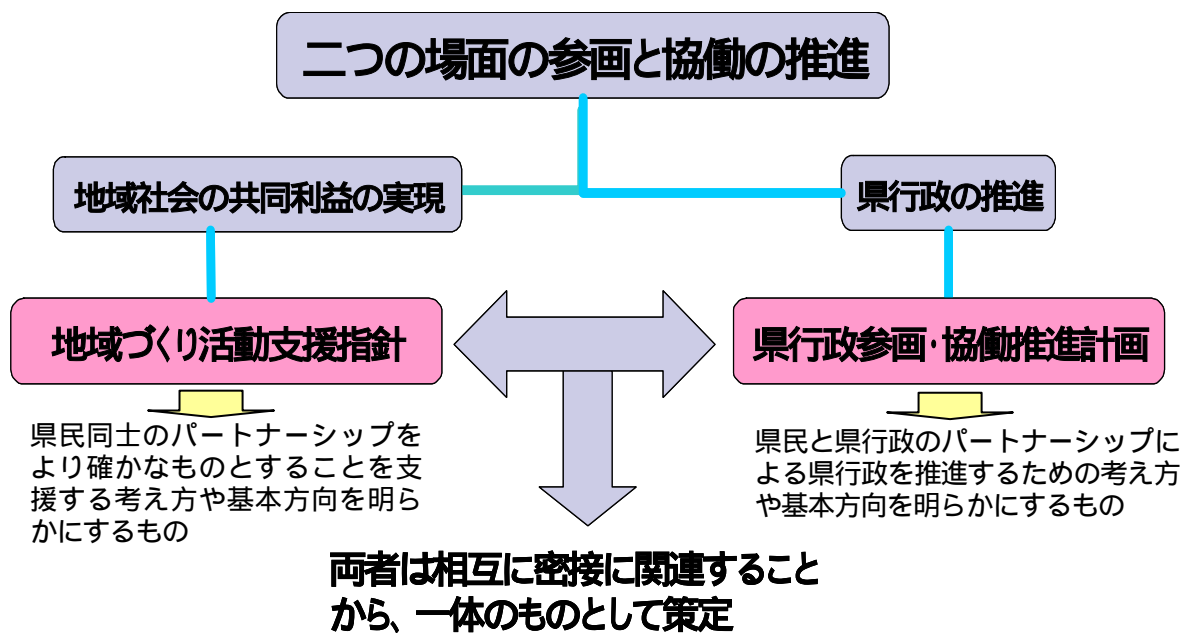
県民と県行政のパートナーシップ  
- 県行政の推進への参画と協働 -

県政情報の共有はもちろん、政策の企画立案、実施、評価・検証の各段階で、県民の皆さんからの積極的な参画と協働を得ながら、県民生活中心の県民とともに歩む県行政の推進を指します。

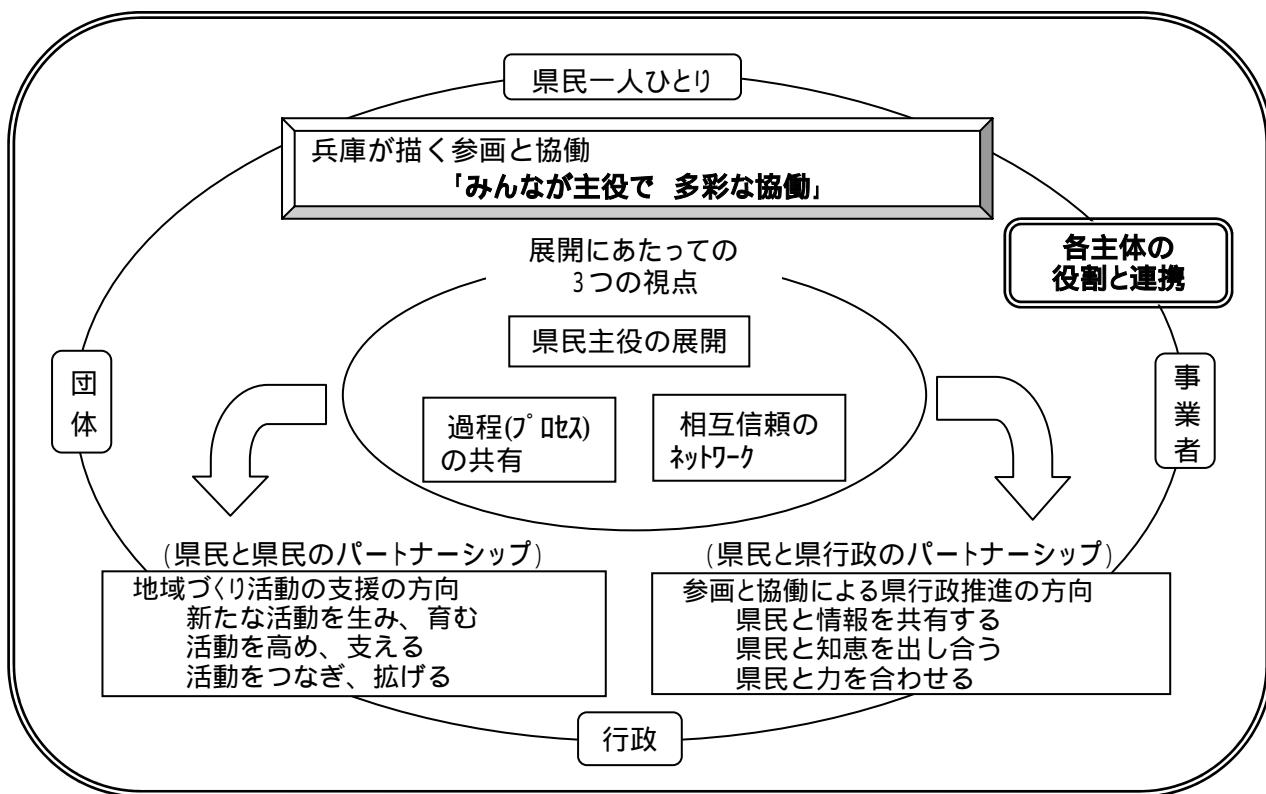


(3) 「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」の概要

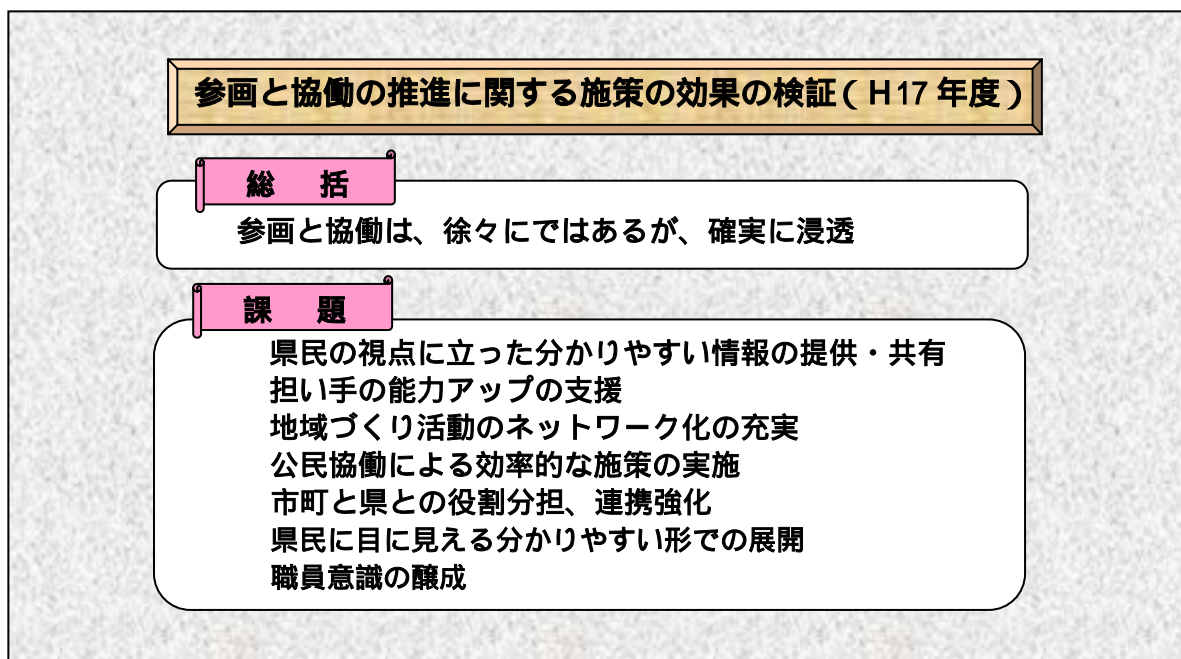
目的と役割



主な内容



#### (4) 参画と協働の現状と課題



#### (5) 参画と協働の今後の取り組み方向

